

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区の役員の住所変更の届出.....	(農業施設管理課)	20
○土地改良法による国営換地計画の決定.....	(農業施設管理課)	20
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	20
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	21
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	21
○道路の供用の開始.....	(維持管理防災課)	21

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		21
------------------------	--	----

道立衛生研究所告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		21
○特定調達契約に係る入札の公告.....		22

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		23
○特定調達契約に係る入札の公告.....		24

道警察本部告示

○臨時の派出所の設置.....		25
-----------------	--	----

告 示

北海道告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、オロロン土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

理事・監事の別氏名住所	変	更	前	変	更	後
理 事 中 山 隆 徳			苫前郡羽幌町字朝日1167番地の10			苫前郡羽幌町南町12番地の14

北海道告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、鹿追町中鹿追地区1工区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道十勝総合振興局に備え置いて、平成28年12月14日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第722号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を足寄町役場の掲示場に掲示した。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成28年農林水産省告示第2326号
- 2 所在が不明な者 大瀧 貞子

北海道告示第724号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 札文島線
- 3 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
札文郡札文町大字香深村字ヲバシトロマナイ109番1地先から	前	前	11.00mから	392.00m	—
同郡札文町大字香深村字ヲバシトロマナイ579番3地先（海浜地）まで			75.27mまで		
	後	後	17.30mから	392.00m	—
			78.00mまで		

北海道告示第725号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年12月13日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 麓郷山部停車場線	富良野市字山部2564番1地先から 同市字山部2736番4地先まで	平成28.12.13

総合振興局告示及び振興局告示

北海道留萌振興局告示第1008号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年12月13日

北海道留萌振興局長 藪 紀 洋

- 1 落札者に係る物品等の名称及び数量
 - (1) ロータリ除雪車 (2.6m/3,400 t 級) 1台
 - (2) 除雪トラック (10 t 級 6 × 6 専用型) 1台
- 2 落札を決定した日
平成28年11月22日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1)ア 氏名 ナラサキ産業株式会社
イ 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
 - (2)ア 氏名 UDトラックス北海道株式会社
イ 住所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
- 4 落札金額
 - (1) 34,970,400円
 - (2) 40,608,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年10月28日付け北海道留萌振興局告示第1007号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名称 北海道留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
 - (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番2号

道立衛生研究所告示

北海道立衛生研究所告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月13日

北海道立衛生研所長 岡 野 素 彦

- 1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成28年12月13日に一般競争入札の公告を行う北海道立衛生研究所外電力需給契約
- (2) 資格 北海道立衛生研究所外電力需給契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に応ずる電気の供給を1年以上行った者
- (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者
- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者（同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。）

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年12月13日（火）から平成29年1月13日（金）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道立衛生研究所のホームページ（<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ
- (2) 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目
- (3) 電話番号 011-747-2709

北海道立衛生研究所告示第42号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年12月13日

北海道立衛生研究所長 岡野素彦

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 北海道立衛生研究所外電力需給契約

(ア) 高圧電力（一般）

a 基本料金 契約電力1kW当たりの単価

b 電力量料金 使用電力量1kWh当たりの単価

イ 数量

(ア) 予定契約電力 730 kW

(イ) 予定電力使用量 3,480,700 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

北海道立衛生研究所

北海道原子力環境センター札幌分室

地方独立行政法人北海道立総合研究機構工業試験場

地方独立行政法人北海道立総合研究機構環境科学研究センター

地方独立行政法人北海道立総合研究機構地質研究所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道立衛生研究所告示第41号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道立衛生研究所管理棟2階会議室（送付による場合は、北海道立衛生研究所 企画総務部総務グループ）

(2) 入札日時 平成29年1月23日(月)午後1時30分(送付による場合は、同月20日(金)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道立衛生研究所のホームページ (<http://www.iph.pref.hokkaido.jp/newiph/bidding.html>) においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総価額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立衛生研究所企画総務部総務グループ

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北19条西12丁目

ウ 電話番号 011-747-2709

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Hokkaido institute of Public Health

a Contract type : High voltage power (standard)

(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 730 kW

(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 3,480,700 kWh

B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., January 23, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., January 20, 2017)

C Contact : Department of Planning and Administrative, Hokkaido institute of Public Health, Kita 19-jo Nishi 12-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0819 Japan

Phone : 011-747-2709

道教育庁教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第69号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年12月13日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一郎

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成28年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約 平成28年12月13日に一般競争入札の公告を行う上川管内道立学校で使用する電力の需給契約

(2) 資格 電力の需給契約入札参加資格(以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類 電力

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であって、次のいずれにも該当する者

(ア) 平成27年4月1日前に電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条の規定による改正前の電気事業法第16条の2第1項の規定による届出を

した者

(イ) 電気事業法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の電気事業法第2条第7号に規定する特定規模需要に必ず電気供給を1年以上行った者

イ 電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者

(2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第14条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者(同法第2条第1項に規定する電気事業者をいう。)

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成28年12月13日(火)から平成29年1月12日(木)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、平成28年12月29日、同月30日及び平成29年1月3日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電話番号 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第70号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成28年12月13日

北海道教育庁上川教育局長 小野寺 一郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量 上川管内道立学校で使用する電力
ア 基本料金(契約電力1kW当たりの単価) 27校 1月当たり2,254 kW
イ 電力量料金(使用電力量1kWh時当たりの単価) 27校 年間合計5,379,336 kWh

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成28年北海道教育庁上川教育局告示第69号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1-1 北海道上川合同庁舎3階301号会議室(送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成29年1月26日(木)午前10時(送付による場合は、同月25日(水)午後4時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁上川教育局のホームページ(<http://www.dokyoipref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujiyouhou.htm>)においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額(銭単位の単価)が北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(銭単位の単価)の制限の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札総額(各入札金額(銭単位の単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額。1円未満の端数があるときは、その端数を

切り捨てること。)が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格(銭単位の単価)を記載すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1
ウ 電話番号 0166-46-5862

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Kamikawa Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 2,254 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 5,379,336 kWh

B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., January 26, 2017

(If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., January 25, 2017)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第515号

北海道警察の組織に関する規則(昭和40年北海道公安委員会規則第2号)第54条第2項の規定により、札幌方面倶知安警察署の下部機構として臨時に設置する派出所の名称及び位置を次のように定める。

平成28年12月13日

北海道警察本部長 北 村 博 文

1 設置する期間 平成28年12月15日から平成29年3月20日まで

2 臨時の派出所の名称 ニセコひらふ臨時交番

3 臨時の派出所の位置 虻田郡倶知安町字山田191番地6

正 誤

○平成28年10月18日(第2828号)

北海道告示第614号(道路の供用の開始)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

27 左 29及び30

誤 足寄郡陸別町字ポイントシュベツ原野西2線26番4地先から
同郡陸別町字ポイントシュベツ原野西2線31番2地先まで

正 足寄郡陸別町字ポイントシュベツ原野西2線26番5地先(河川敷地)から
同郡陸別町字ポイントシュベツ原野西2線28番1地先まで